

公営企業会計を 適用すべき事業の範囲の検討について

令和3年2月19日

地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条により特別会計を設置し、原則として料金収入等による独立採算で運営する公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用企業は3,722事業、法非適用事業は4,500事業となっている。(令和元年度)

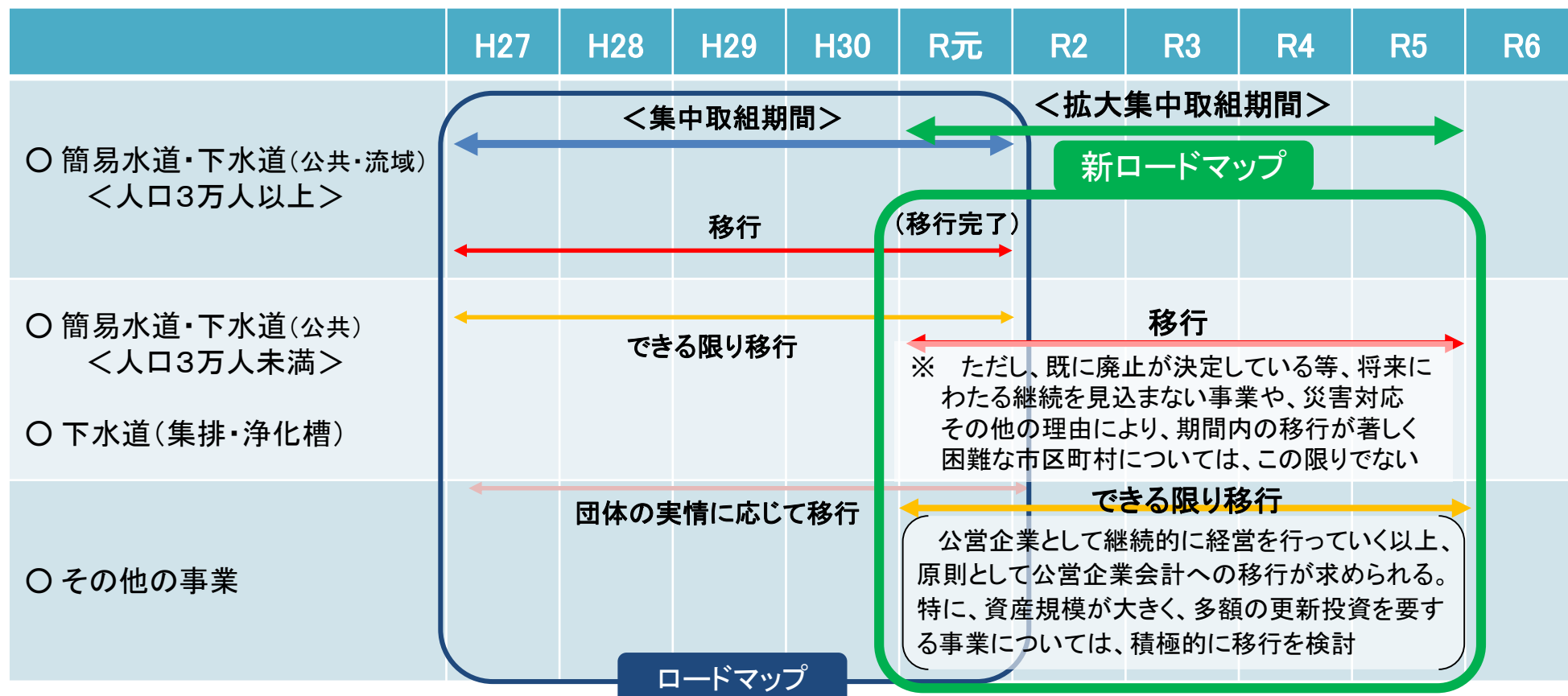
公営企業会計の適用拡大のロードマップについて

重点事業(簡易水道、下水道事業)について、人口3万人以上の地方公共団体においては、令和元年度までの適用を推進(旧ロードマップ)。さらに、新ロードマップにより、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和5年度までの適用を推進しているところ。

また、下水道・簡易水道以外のその他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)については、新ロードマップにおいて、以下のとおり記述。

重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること。

特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に移行を検討。



公営企業会計の適用に係る取組状況

人口3万人以上の団体の簡易水道・下水道

		H27.10	H28.4 (前年比)		H29.4 (前年比)		H30.4 (前年比)		H31.4 (前年比)		R2.4 (前年比)	
簡易水道	適用済	32.8%	38.1%	+5.3%	57.9%	+19.8%	64.6%	+6.7%	71.1%	+6.5%	96.5%	+25.4%
	取組中	47.5%	47.9%	+0.4%	34.7%	-13.2%	31.2%	-3.5%	26.7%	-4.5%	1.9%	-24.8%
	合計	80.3%	86.0%	+5.7%	92.6%	+6.6%	95.8%	+3.2%	97.7%	+1.9%	98.4%	+0.7%
下水道	適用済	30.8%	35.5%	+4.7%	40.0%	+4.5%	45.5%	+5.5%	60.0%	+14.5%	99.9%	+39.9%
	取組中	48.3%	57.4%	+9.1%	58.8%	+1.4%	53.9%	-4.9%	39.5%	-14.4%	0.1%	-39.4%
	合計	79.0%	92.9%	+13.9%	98.8%	+5.9%	99.4%	+0.6%	99.5%	+0.1%	100.0%	+0.5%

人口3万人未満の団体の簡易水道・下水道

		H31.4	R2.4
簡易水道	適用済	35.5%	42.3%
	取組中	10.7%	26.8%
	合計	46.3%	69.1%

		H31.4	R2.4
下水道	適用済	14.8%	23.7%
	取組中	19.7%	43.0%
	合計	34.5%	66.7%

経済財政運営と改革の基本方針2020について

公営企業会計の適用については、昨年7月に閣議決定された基本方針2020において、以下の通り記述。

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する。

新経済・財政再生計画改革工程表2020について

また、前ページの骨太の方針を受け、昨年12月に決定された「新経済・財政再生計画改革工程表2020」では、その他事業について、「公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化」と記載。

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてIoT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方を見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	→

下水道・簡易水道以外のその他事業に係る公営企業会計適用の推進について

- 新たなロードマップ
「公営企業として継続的に経営を行っていくものについて、公営企業会計の適用が求められる」
「特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業は積極的に移行を検討すること」
- 骨太の方針2020
「実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する」



- その他事業における実情、費用対効果（公営企業会計の適用状況や適用に係る経費の状況、事業の継続に係る見通し、所有する資産の額等）について調査を実施。



- 実情や費用対効果を踏まえ、その他事業において公営企業会計を適用すべき対象範囲について検討。

調査① 公営企業会計の適用状況について【その他の事業】

○公営企業決算統計によると、R2.3.31時点で、地方公営企業法を全部又は一部適用しているその他事業の数は、以下のとおりとなっている。

地財法6条事業(特別会計設置)

その他(特別会計設置義務なし)

	地財法6条事業(特別会計設置)								その他(特別会計設置義務なし)				合計
	交通 (船舶)	電気	港湾整備	市場	と畜場	観光	宅造	小計	駐車場	介護サービス	有料道路	その他	
適用済	6 (13.3%)	3 (4.0%)	8 (8.2%)	14 (9.2%)	1 (1.9%)	33 (13.3%)	44 (10.1%)	109 (9.9%)	6 (3.0%)	45 (8.7%)	0 -	58 (100%)	218 (12.4%)
(参考)総事業数	45	75	97	152	53	248	434	1104	203	517	1	58	1757

調査② 公営企業会計適用に係る所要経費に関する調査

○ その他の事業における公営企業会計の適用に係る事務経費(委託費)について調査したところ、以下の通り、平均で1,400万円ほどの経費を要する状況。

(単位:千円)

	交通 (船舶)	電気	港湾整備	市場	と畜場	観光	宅造	駐車場	介護	有費道路	その他	合計
委託費 (平均)	3,905	1,600	69,800	3,948	-	15,463	11,313	20,626	5,425	-	14,402	13,981
委託実施事業数	1	2	1	1	0	6	2	1	4	0	31	49
①移行準備												
件数	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	14	17
委託費	-	1,707	-	-	-	1,120	-	-	-	-	9,311	8,096
②資産調査												
件数	0	1	1	1	0	6	1	1	2	0	29	42
委託費	-	-	4,800	-	-	7,589	3,953	3,953	2,270	-	11,662	9,684
③移行事務												
件数	1	2	0	0	0	4	0	0	1	0	24	32
委託費	275	864	-	-	-	11,084	-	-	-	-	3,093	4,039
④システム												
件数	1	2	1	1	0	5	2	1	3	0	29	45
委託費	3,630	629	65,000	3,948	-	5,610	9,337	16,673	8,580	-	2,928	6,061

※ ①移行準備…対象事業の検討、移行スケジュールの策定、先行事例研究等

②資産調査…資産情報の整理、固定資産台帳の整備等

③移行事務…条例・規則等の制定や改正、勘定科目等の設定、新予算の編成、打ち切り決算、税務署への届出等

④システム…会計システムなどの新システムの導入等

1 継続的な経営を予定していない事業に係る検討

調査③ 事業継続の見通しについて

○ その他の事業における**事業継続の見通し**について調査したところ、以下の通り。

	交通 (船舶)	電気	港湾整備	市場	と畜場	観光	宅造	駐車場	介護	有料道路	その他	合計
事業の見通し												
① 継続	36 (94.7%)	46 (70.8%)	86 (96.6%)	122 (88.4%)	36 (75.0%)	168 (81.2%)	164 (41.0%)	166 (90.2%)	366 (84.5%)	1 (100.0%)	0	1,191 (74.3%)
② 民営化予定	1 (2.6%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	9 (6.5%)	5 (10.4%)	20 (9.7%)	4 (1.0%)	7 (3.8%)	46 (10.6%)	0 (0.0%)	0	93 (5.8%)
③ 一般会計へ移行予定	0 (0.0%)	1 (1.5%)	1 (1.1%)	1 (0.7%)	1 (2.1%)	5 (2.4%)	11 (2.8%)	6 (3.3%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0	28 (1.7%)
④ その他事業廃止予定	1 (2.6%)	17 (26.2%)	2 (2.2%)	6 (4.3%)	6 (12.5%)	14 (6.8%)	222 (55.5%)	5 (2.7%)	19 (4.4%)	0 (0.0%)	0	292 (18.2%)

上記で②～④と回答した団体は更に以下についても回答

②～④の予定年度												
(1) ~令和3年度	0	4	0	4	6	8	40	5	20	0	0	87
(2) 令和4年度	1	0	0	1	1	2	26	2	4	0	0	37
(3) 令和5年度	0	0	0	1	0	3	22	2	1	0	0	29
(4) 令和6年度	0	0	0	2	0	2	11	0	2	0	0	17
(5) 令和7年度～	0	12	0	2	2	3	44	1	5	0	0	69
(6) 未定	1	3	3	6	3	21	94	8	35	0	0	174
②～④の開示状況												
(1) 議会・住民に明示	0	4	0	3	5	9	59	4	22	0	0	106
(2) 公表はしていないが契約等で明らか	0	1	1	1	0	2	7	1	3	0	0	16
(3) その他	2	14	2	12	7	28	171	13	42	0	0	291

1 継続的な経営を予定していない事業に係る検討

- 公営企業会計の適用を求める対象範囲として、**継続的な経営を予定している**という点を勘案することが考えられるのではないか。

(※)継続的な経営を予定していない事業の例： 民営化や事業の廃止を予定している 等

〈考え方〉

- ・公営企業会計の適用は、**将来にわたり持続可能な経営基盤を確保するために必要な情報を把握し、中長期的なストックマネジメントの推進等を行うために実施するもの。**
- ・よって、**継続的に経営を行うことを予定していない事業**については、費用対効果の観点から**適用を求める必要性が低い**と考えることができないか。
- ・新ロードマップにおいても、「公営企業として**継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められる**」としている。

◆ 研究会におけるこれまでのご意見

- 公営企業のメルクマールとして「料金回収率」が削除された今、「持続的な経営」がメルクマールになりうるのではないか。
- 公営企業の範囲としては、経費負担区分を前提に料金を得て自ら再投資して続けていく意思があるかどうかということではないか

2 所有する資産の状況に係る検討

調査④ 資産状況に関する調査結果

○ その他の事業において所有する資産の状況について調査したところ、以下の通り。

	交通 (船舶)	電気	港湾整備	市場	と畜場	観光	宅造	駐車場	介護	有料道路	その他	合計
資産規模 (単位：百万円)												
平均値	1,322	1,603	70,848	17,083	3,486	1,917	8,384	23,460	10,005	-	5,751	14,534
規模別事業数												
0	0 (0.0%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)	21 (7.2%)	0 (0.0%)	18 (5.6%)	0	0 (0.0%)	42 (3.1%)
1～1,000万	3 (7.9%)	1 (1.9%)	2 (2.5%)	4 (3.0%)	0 (0.0%)	5 (2.6%)	27 (9.2%)	5 (3.2%)	26 (8.2%)	0	2 (3.3%)	75 (5.5%)
1,000万～1,500万	1 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	11 (3.8%)	1 (0.6%)	5 (1.6%)	0	0 (0.0%)	19 (1.4%)
1,500万～3,000万	0 (0.0%)	1 (1.9%)	2 (2.5%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	14 (4.8%)	6 (3.8%)	12 (3.8%)	0	0 (0.0%)	43 (3.1%)
3,000万～5,000万	1 (2.6%)	2 (3.7%)	1 (1.3%)	1 (0.7%)	2 (5.3%)	7 (3.6%)	9 (3.1%)	5 (3.2%)	6 (1.9%)	0	1 (1.6%)	35 (2.6%)
5,000万～1億	2 (5.3%)	2 (3.7%)	2 (2.5%)	1 (0.7%)	2 (5.3%)	11 (5.7%)	13 (4.4%)	5 (3.2%)	16 (5.0%)	0	4 (6.6%)	58 (4.2%)
1億～10億	20 (52.6%)	34 (63.0%)	17 (21.3%)	26 (19.4%)	9 (23.7%)	75 (38.9%)	81 (27.6%)	42 (26.8%)	107 (33.5%)	0	23 (37.7%)	434 (31.7%)
10億～100億	10 (26.3%)	11 (20.4%)	15 (18.8%)	59 (44.0%)	21 (55.3%)	81 (42.0%)	82 (28.0%)	76 (48.4%)	122 (38.2%)	0	24 (39.3%)	501 (36.6%)
100億～	1 (2.6%)	2 (3.7%)	41 (51.3%)	41 (30.6%)	3 (7.9%)	6 (3.1%)	35 (11.9%)	17 (10.8%)	7 (2.2%)	0	7 (11.5%)	160 (11.7%)
合計	38	54	80	134	38	193	293	157	319	0	61	1,367

※ 資産とは、固定資産及び減価償却累計額を合計した額としており、法非適用事業の場合、統一的な基準による地方公会計における額から算出している。

2 所有する資産の状況に係る検討

- 公営企業会計の適用を求める対象範囲として、**資産の所有状況**を勘案することが考えられるのではないか。

〈考え方〉

- ・**公営企業会計の適用**は、主に、**所有する資産の状況を把握**し、当該資産の減価償却費を費用に計上した上で、経営状況を的確に把握することなどにより、**持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定等を行うことを目的**として推進しているもの。
- ・よって、費用対効果の観点から、**所有する資産がない事業**などについては、適用を求める必要性が低いと考えることはできないか。

◆ 研究会におけるこれまでのご意見

- 公営企業の定義として、「持続的な経営」という点のみとした場合には、行政が提供するサービスは全て入ってしまうことから、「設備型の事業」として、施設を作り料金で回収しつつ再投資をする概念が重要ではないか。
- 大規模施設を整備して、将来的には減価償却したものを、サービス提供による料金回収で賄う事業は公営企業会計に馴染むのではないか。一方、例えば介護サービス事業の場合、資産規模が非常に少ない場合が多く、基本的にサービスを提供している事業なので、他の事業と比べて非常に違和感があり、企業会計が馴染まないと考える。
- 法適用や経営戦略策定の対象とすべき事業を公営企業と捉えると、例えば、①施設の所有、②公営企業債の発行、③法令や条例で料金や経営方針が決まっていること、④一定の事業規模(売上、資本金等)、⑤経営期間などの基準が考えられる。

【論点】

資産がない場合でも、発生主義に基づく経理を行うことのメリット(効果)をどのように考えるか。

2 所有する資産の状況に係る検討

【参考】公営企業会計導入の意義について

公営企業の経営のあり方等に関する調査研究会報告書(H31.3) (抜粋)

(2) 公営企業会計導入の意義

① 基本的意義

公営企業会計導入の基本的意義は、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うことにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握することで、次のような効果が得られ、公営企業に求められる経済性の発揮が可能となることにある。

- 将来の収支見通し等を的確に行うことが可能となり、中長期的視点に基づき、適切に経営方針を決定することができる。
- 他の類似の公営企業や民間企業との経営状況の比較を通じ、経営成績や財政状態をより正確に評価・判断することができる。
- 比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など情報開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待される。

② 今日の意義

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増している。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、資産及びコストを含む全体の経営状況を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められる。

特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であるが、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となる。

3 一般会計で実施している事業に係る検討

○公営企業会計を適用する場合、特別会計を設置し、経理を区分することが前提。

⇒ 地財法上、特別会計の設置義務のない事業(駐車場事業、介護サービス事業等)では、一般会計で事業を実施しているものも多いところ。(介護事業では481事業のうち234事業が一般会計。駐車場事業では203事業のうち50事業が一般会計)

○調査では、事業を一般会計で実施している理由として、以下の回答が多いところ。

- ・駐車場事業の場合、駐車場としての経営そのものよりも、施設利用者の利便性の確保のため、または地域振興・産業振興を目的とする施策事業の一環として行っているため(ex: 役場を利用するための駐車場等)
- ・介護サービス事業の場合、他の福祉事業(一般会計事業)と一体的に実施しているため
- ・そもそも公営企業として経営している意識がないため。

〈考え方〉

・現在、一般会計で実施している事業については、実情や費用対効果に鑑みると、公営企業会計の適用を求める対象範囲としないことが考えられるのではないか。

【論点】

そもそも、こうした一般会計施策の一環として行う事業が「公営企業」といえるのか。

◆ 研究会におけるこれまでのご意見

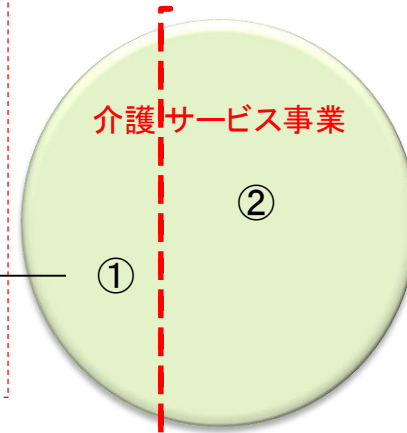
○ 公営企業法を適用すべき事業の範囲については、現在、公営企業として認識されている事業が極めて多種多様であり、かつ、同一事業でも地方公共団体によって公営企業として経営するか否かが異なっていることもあり、現在の「実態としての公営企業の事業」の全てを一律に法適用の対象とすることは不適當なことも想定されるため、運用実態等を踏まえた整理をする必要があるのではないか。

【参考】現行の介護サービス事業の整理

○介護サービス事業の現状（普通会計で実施するものを含む）

①公営企業決算統計の対象となる介護サービス事業（施設） ※いずれも普通会計で実施するものも含む。

- (1) 指定介護老人福祉施設 <介保法48①(-)>
- (2) 介護老人保健施設 <介保法8⑳>
- (3) 老人短期入所施設 <老福法20の3>
- (4) 老人デイサービスセンター <老福法20の2の2>
- (5) 訪問看護ステーション <健保法89>
- (6) 介護医療院 <介保法8㉑>



②決算統計の対象としない介護サービス事業

- ①の(1)~(6)に該当しない事業
- ・訪問介護事業
 - ・介護支援事業
 - ・介護予防事業
 - ・介護保険適用外サービス事業

など

○決算統計で公営企業として整理している介護サービス事業のうち、地方公共団体が公営企業として経営する意識がないものが多い。

<地方公共団体からの意見>（※ 公営企業会計適用状況アンケート、経営戦略策定状況アンケートより抽出）

小規模で運営しており、公営企業会計を適用する必要性がない。

介護サービス事業は福祉的な要素が高く、公営企業として扱うことに適していないと考える。

市直営の地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援事業（介護予防ケアプランの作成等）が主であり、公営企業会計になじまないため。

収入源である介護報酬が3年ごとに改定され長期的な収入の見通しが立たず、又介護保険計画も3年ごとに策定するため、独自の施設整備計画も立案できず、中長期計画が策定できない。インフラ延命も限られた収入の中で実施することになっている。

民間事業者になじまない不採算なケースや困難なケースを中心に区内の訪問看護サービスを下支えする機能を担っており、独立採算制が困難なため。

介護サービス事業を主とする事業所ではなく、診療所事業の一部を介護サービスとしているものであり、実質的に策定の必要性が低い。

【参考】一般会計で行う介護サービス事業の例

訪問看護事業

・診療所を中心としたリハビリセンター事業の一環で、施設の一部で訪問看護ステーション事業(看護師5名)を実施。

リハビリセンター業務を一括して、同一医療法人が指定管理(利用料金制)している

<リハビリセンター>



○リハビリセンター

- ・診療所
- ・リハビリ事業
- ・地域リハビリテーション拠点事業
- ・訪問看護ステーション

フロアガイド



老人デイサービス事業

・市所有の公共施設である福祉会館の一角で実施し、実際の運営は社会福祉法人が指定管理者として他の事業(老人福祉センターなど)とともに実施。

<西部福祉会館>



- 児童ホーム
- 老人福祉センター
- 老人デイサービス



4 公営企業会計の移行経費と事業規模に係る検討

調査⑤ 事業規模に係る調査結果について

○ その他の事業における事業の規模(料金収入)について調査したところ、以下の通り、**事業規模が小さい事業が一定数存在**するところ。

	交通 (船舶)	電気	港湾整備	市場	と畜場	観光	宅造	駐車場	介護	有料道路	その他	合計
料金収入の規模												
0	2 (4.4%)	3 (4.4%)	1 (1.0%)	9 (5.9%)	10 (20.4%)	51 (21.2%)	155 (34.9%)	11 (5.8%)	180 (37.6%)	0 (0.0%)	7 (11.3%)	429 (23.5%)
1～1,000万	9 (20.0%)	8 (11.8%)	18 (18.6%)	28 (18.4%)	10 (20.4%)	48 (19.9%)	64 (14.4%)	24 (12.6%)	18 (3.8%)	1 (100.0%)	9 (14.5%)	237 (13.0%)
1,000万～1,500万	3 (6.7%)	3 (4.4%)	3 (3.1%)	7 (4.6%)	0 (0.0%)	15 (6.2%)	16 (3.6%)	11 (5.8%)	11 (2.3%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	70 (3.8%)
1,500万～3,000万	4 (8.9%)	9 (13.2%)	4 (4.1%)	16 (10.5%)	4 (8.2%)	21 (8.7%)	23 (5.2%)	28 (14.7%)	31 (6.5%)	0 (0.0%)	12 (19.4%)	152 (8.3%)
3,000万～5,000万	2 (4.4%)	11 (16.2%)	3 (3.1%)	8 (5.3%)	3 (6.1%)	16 (6.6%)	29 (6.5%)	22 (11.6%)	21 (4.4%)	0 (0.0%)	5 (8.1%)	120 (6.6%)
5,000万～1億	7 (15.6%)	13 (19.1%)	7 (7.2%)	18 (11.8%)	6 (12.2%)	32 (13.3%)	33 (7.4%)	35 (18.4%)	25 (5.2%)	0 (0.0%)	5 (8.1%)	181 (9.9%)
1億～10億	17 (37.8%)	21 (30.9%)	39 (40.2%)	55 (36.2%)	14 (28.6%)	58 (24.1%)	89 (20.0%)	57 (30.0%)	184 (38.4%)	0 (0.0%)	22 (35.5%)	556 (30.4%)
10億～100億	1 (2.2%)	0 (0.0%)	22 (22.7%)	10 (6.6%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	28 (6.3%)	2 (1.1%)	9 (1.9%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	75 (4.1%)
100億～	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (0.4%)
合計	45	68	97	152	49	241	444	190	479	1	62	1,828

4 公営企業会計の移行経費と事業規模に係る検討

- 公営企業会計の適用を求める対象範囲として、**事業規模**を勘案することが考えられるのではないか。

【参考】健全化法の資金不足比率算定上の「事業の規模」＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

- これまで官庁会計で実施していた事業について、公営企業会計へ移行するに当たっては、

- ① 移行準備（計画やスケジュール策定など）
- ② 資産調査（資産台帳の作成を含む）
- ③ 会計システムの構築

等の事務を行っていく必要がある。

- 今般、その他事業における移行事務経費の実情について、既に公営企業会計に移行した団体を対象に調査したところ、調査②のとおり、**団体の平均で約1,400万円程度**であった。

※ 重点事業（簡易水道及び下水道事業）の場合は、資産調査に多額の経費がかかることから、団体の平均で約3,600万円程度

- 一方、**その他事業においては、事業規模が小さい事業も一定程度存在**するところ。（特にと畜場事業、観光事業、介護サービス事業では事業規模が小さい事業が多い。）

〈考え方〉

- ・ **費用対効果の観点から、公営企業会計の適用を求める対象範囲**としては、**事業規模（年間の料金収入）と公営企業会計の移行経費との関係を勘案**することも考えられるのではないか。

◆ 研究会におけるこれまでのご意見

- 法適用や経営戦略策定の対象とすべき事業を公営企業と捉えたと、例えば、①施設の所有、②公営企業債の発行、③法令や条例で料金や経営方針が決まっていること、④一定の事業規模（売上、資本金等）、⑤経営期間などの基準が考えられる。
- 会社法で監査の対象となる基準（資本金5億円以上）や消費税の課税対象となる基準（売上高1,000万円以上）などを参考に、一定の基準を設定することも考えられるのではないか。